第四条の見出し中「防衛功労章」の下に「又は部隊功績貢献章」を加え、同条中「、賞詞」を「賞詞又は賞状」に、「又は第三級賞詞」を「若しくは第三級賞詞」に改め、「授与された者」の下に「又は特別部隊功績貢献章若しくは第一級部隊功績貢献章を授与された者」を加え、「禁錮」を「禁錮（こ）」に改め、「防衛功労章」の下に「又は部隊功績貢献章」を加える。

第五条中「防衛功労章」の下に「、部隊功績貢献章」を加える。

別表第七豊平駐屯地の項を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第七の改正規定は、平成二十七年三月二十六日から施行する。

防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　安倍　晋三

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十七号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十一号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十八号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十一第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「又は第九条の十一第一項」を削り、同条第三号中「充てんする」を「充塡する」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第九条の十一第一項の政令で定める基準は、当該猟銃又は空気銃の構造又は機能が前項各号に掲げる要件に適合することとする。

附　則

この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十一号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

平成二十六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十九号

平成二十六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十六年二月十六日及び同月十七日の融雪による災害で、山梨県北都留郡丹波山村の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
平成二十六年三月三十日及び同月三十一日の融雪による災害で、長野県下水内郡栄村の区域に係るもの	法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置
平成二十六年十一月二十二日の地震による災害で、長野県北安曇郡白馬村及び小谷村並びに上水内郡小川村の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
平成二十三年九月一日から平成二十六年二月十八日までの間の地滑りによる災害で、三重県多気郡大台町の区域に係るもの	
平成二十五年八月一日から平成二十六年二月二十一日までの間の地滑りによる災害で、島根県邑智郡美郷町の区域に係るもの	
平成二十六年六月三日から同月七日までの豪雨による災害で、東京都あきる野市及び宮崎県東臼杵郡諸塚村の区域に係るもの	
平成二十六年七月九日及び同月十日の暴風雨及び豪雨による災害で、宮城県刈田郡七ヶ宿町、山形県西置賜郡白鷹町、福島県南会津郡只見町及び河沼郡柳津町、長野県木曽郡南木曽町、高知県吾川郡仁淀川町並びに宮崎県東臼杵郡椎葉村の区域に係るもの	
平成二十六年七月十九日及び同月二十日の豪雨による災害で、富山県魚津市の区域に係るもの	
平成二十六年八月八日から十月二十二日までの間の地滑りによる災害で、徳島県名西郡神山町の区域に係るもの	